

越前町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～

令和２年３月

越 前 町

ごあいさつ

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が関係しています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こる得る危機」と言えます。

日本における自殺者数は、欧米の主要先進7か国の中で最も高く、近年は減少傾向にはあるものの、依然として、自殺者数の累計は毎年2万人を超えており、大きな社会問題となっております。

そこで、国では平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、国の策定した「自殺対策総合大綱」や「福井県自殺対策計画」を基本に、これまでは「個人の問題」として認識されがちであった自殺が、広く「社会の問題」として認識されるようになりました。

また、第二次越前町総合振興計画の基本指針「町民が安心して幸せに暮らしつづけられるまちづくり」を実現するために、国・福井県の自殺対策計画と連携し、「越前町自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画を基本に、町では、困りごと・悩んでいる人に気づく人材を育成し、地域にある様々な相談先や社会資源につなげ、町全体で見守る体制を推進していき、「誰も自殺に追い込まれることのない町」を実現してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

越前町長 内藤 俊三

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の数値目標	4
第 2 章 本町における自殺の現状	5
1. 統計からみた現状	5
(1) 自殺者数の推移	5
(2) 自殺死亡率（人口 10 万対）の推移.....	7
(3) 性・年齢・職業形態別の自殺の状況	8
2. 自殺の傾向と支援が優先されるべき対象群.....	11
第 3 章 自殺対策における取組	13
1. 基本となる取組	14
(1) 地域におけるネットワークの強化	14
(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	15
(3) 町民への啓発と周知	16
(4) 生きることの促進要因への支援	17
(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育.....	20
2. 重点とする取組	22
(1) 「高齢者」への支援	22
(2) 「生活困窮者」への支援	25
(3) 「子ども・若者」への支援	27
(4) 「勤務・経営者」への支援	30
3. その他の生活支援に関連する取組.....	31
4. 主な評価指標	33
参考資料	34
1. 自殺対策基本法	35
2. 自殺総合対策大綱	40
3. 越前町自殺対策計画策定委員会設置要綱.....	41
4. 越前町自殺対策計画策定委員名簿.....	42

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれたりしてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しているのです。

我が国においては、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、国が推進すべき自殺対策の指針として、平成19年に「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺対策を総合的に推進してきました。これまでは「個人の問題」として認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになったといえます。また、平成10年以降年間3万人超と高止まりしていた年間自殺者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となりました。しかし、依然として自殺者数は年間2万人を超えており、非常事態はいまだに続いているといえます。

このような中で、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村は、「自殺総合対策大綱」及び「都道府県自殺対策計画」並びに地域の実情を勘案して、「市町村自殺対策計画」を策定するものとされました。また、平成29年7月には、「自殺総合対策大綱」が自殺の実態を踏まえて見直され、「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。」とされました。

また、自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

（１）生きることの包括的な支援として推進する

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

（２）関連施策との有機的な連携を強化し総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのためには様々な分野の施策、組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

（４）実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、心情や背景が理解されにくい現実があります。その理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。全ての人が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

（５）関係者及び住民の役割を明確化し、その連携・協働を推進させる

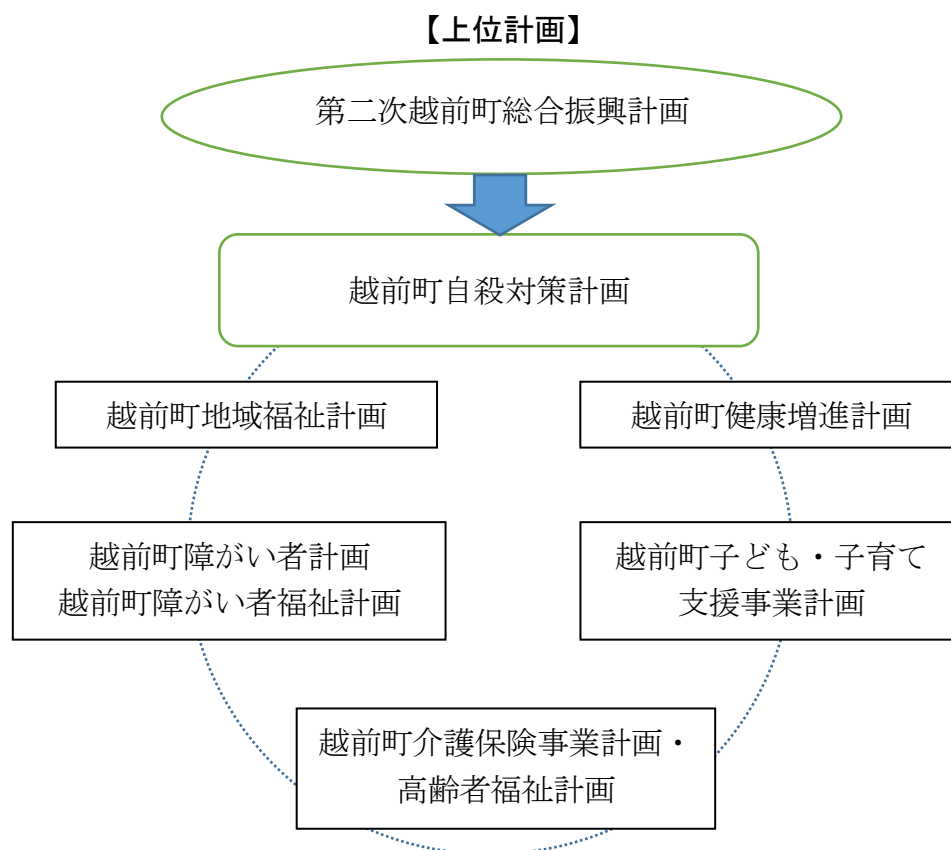
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働し、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

この方針に沿い、本町のこれまでの取り組みを発展させ、「誰も自殺に追い込まれることのない町」を目指し、本町全体で自殺対策に取り組むため「越前町自殺対策計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、国の「自殺総合対策大綱」や、「福井県自殺対策計画」の趣旨を踏まえつつ、本町の状況に応じた自殺対策を推進するために策定するものです。

また、町の「第二次越前町総合振興計画」をはじめとする各種計画との整合性を図るため、庁内連携をとりながら策定します。



3. 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和7年度までの6年間とします。なお、令和4年度に中間評価を行うとともに、社会情勢等を踏まえて計画の見直しを行います。

4. 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱においては、平成27年の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）から10年間で30%以上減少させる数値目標を掲げています。

越前町においては、「第二次越前町総合振興計画」で目標としているとおり、令和7年度末までに、平成26年の本町の自殺死亡率25.7（自殺者数6人）から13.5以下（自殺者数3人以下）に減少させる（約46%減）ことを目指します。

第2章 本町における自殺の現状

1. 統計からみた現状

(1) 自殺者数の推移

本町の自殺者数は、平成21年から平成30年までの累計は49人で、年平均は4.9人となっています。また、自殺者の男女比をみると、75.5%が男性となっています。

福井県全体では、平成21年の196人から減少傾向にあり、平成30年は、平成21年の約39%減の119人となっています。

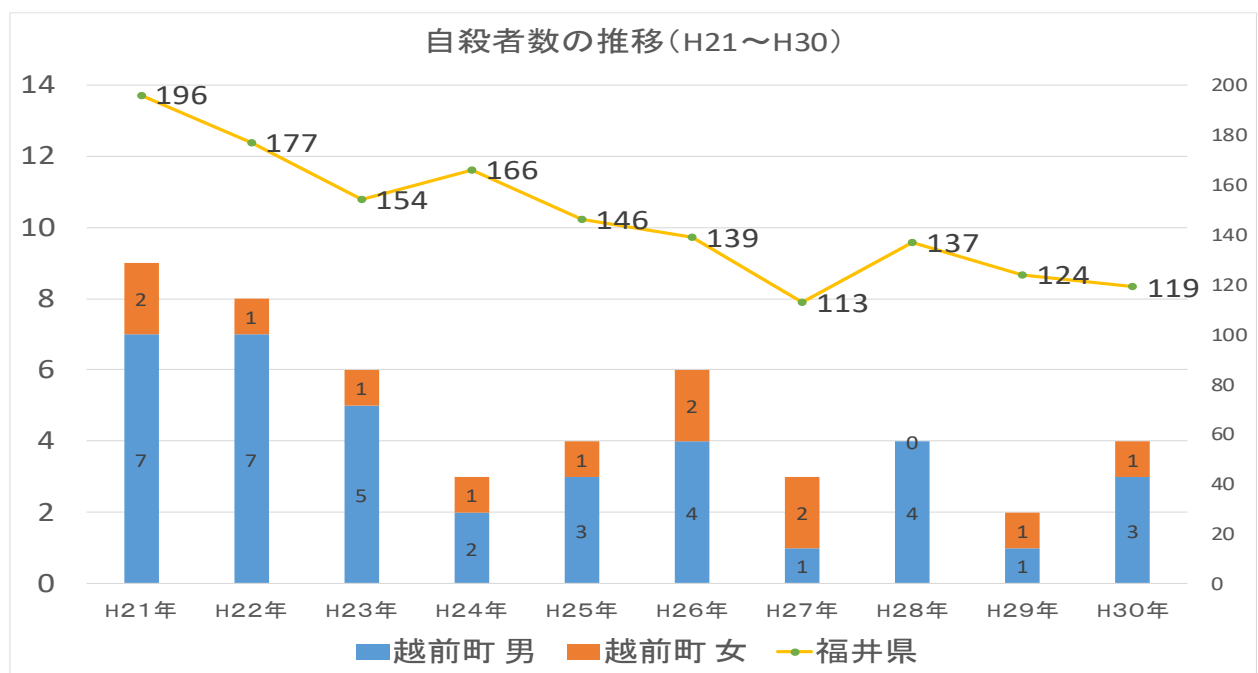
表1 越前町の自殺者数の推移（平成21年～平成30年）

	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H21～30 合計 (人)	H21～30 平均 (人)
自殺者数	9	8	6	3	4	6	3	4	2	4	49	4.9
男性	7	7	5	2	3	4	1	4	1	3	37	3.7
女性	2	1	1	1	1	2	2	0	1	1	12	1.2

出典 厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

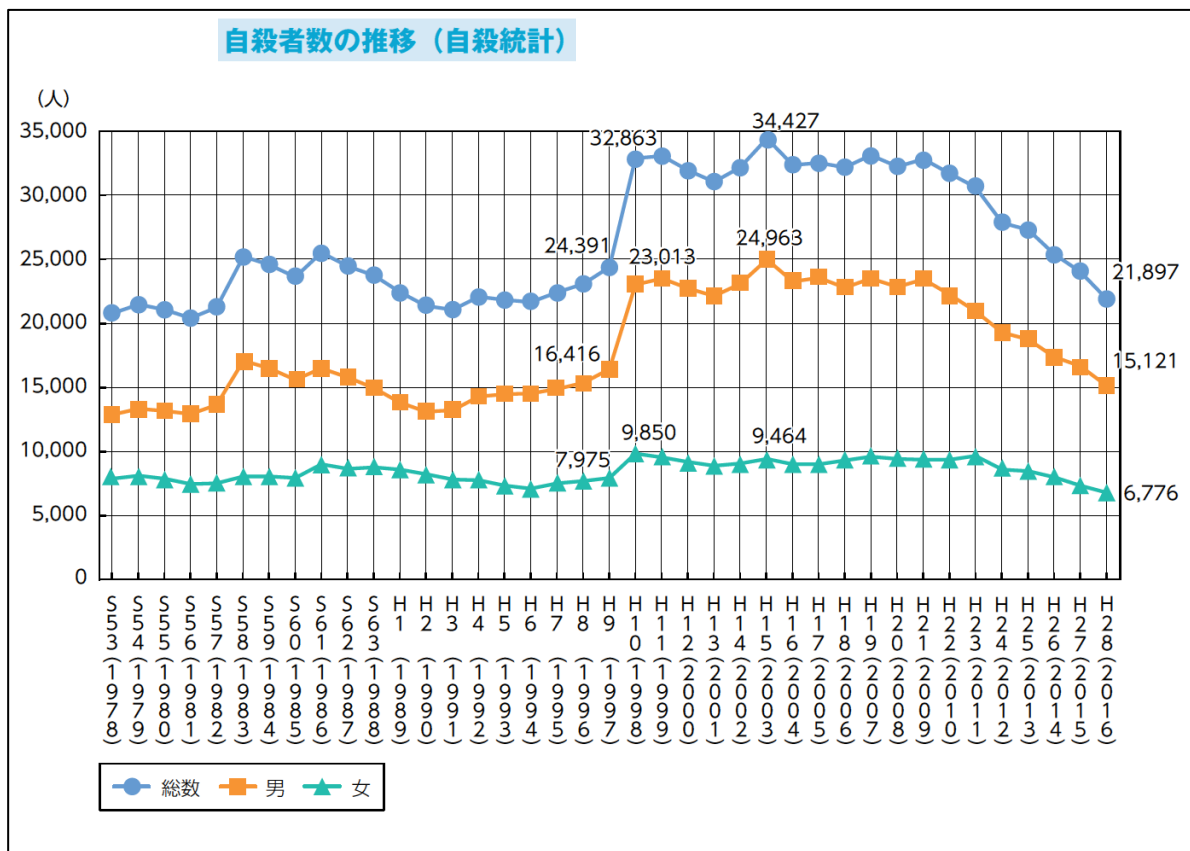
※警察庁自殺統計では捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しており、厚生労働省の統計では自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときには自殺以外で処理しているため、警察庁発表の数値と保健所発表の数値は異なります。

図1 自殺者数の推移（平成21年～平成30年） (人)



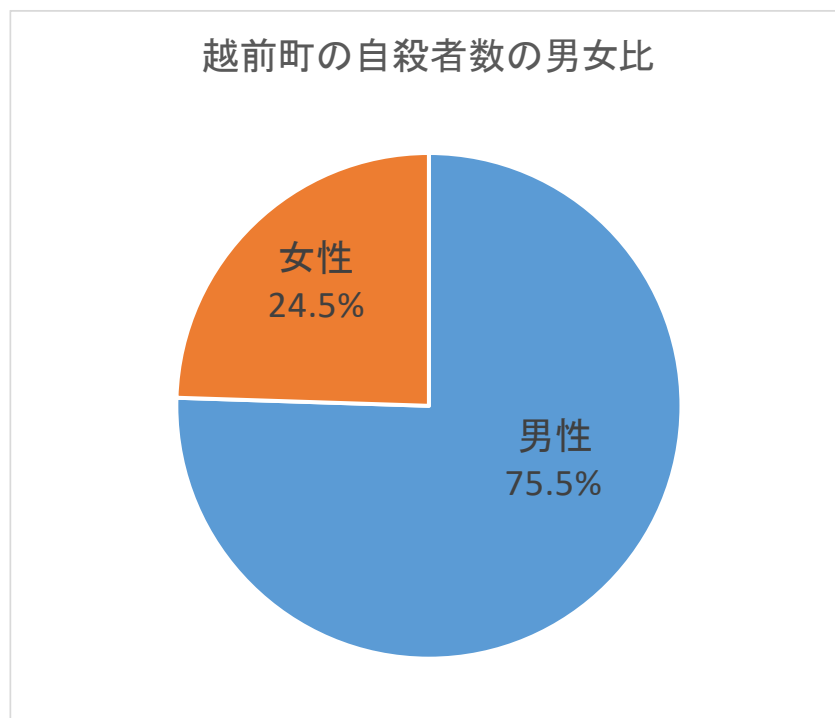
出典 厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

図2 日本の自殺者数の推移



出典 平成 29 年版「自殺対策白書」

図3 越前町の自殺者数の男女比（平成 21 年～平成 30 年）



出典 厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

（２）自殺死亡率（人口 10 万対）の推移

自殺死亡率は、人口 10 万人に換算した自殺死亡者数をいいます。
平成 21 年で比較すると、本町の自殺死亡率は、36.99 であり、福井県の自殺死亡率（24.12）、全国の自殺死亡率（25.56）と比較すると高くなっていましたが、平成 30 年には本町の自殺死亡率は 18.17 となり、減少傾向にあります。

図 4 自殺死亡率（人口 10 万対）の推移（平成 21 年～平成 30 年）



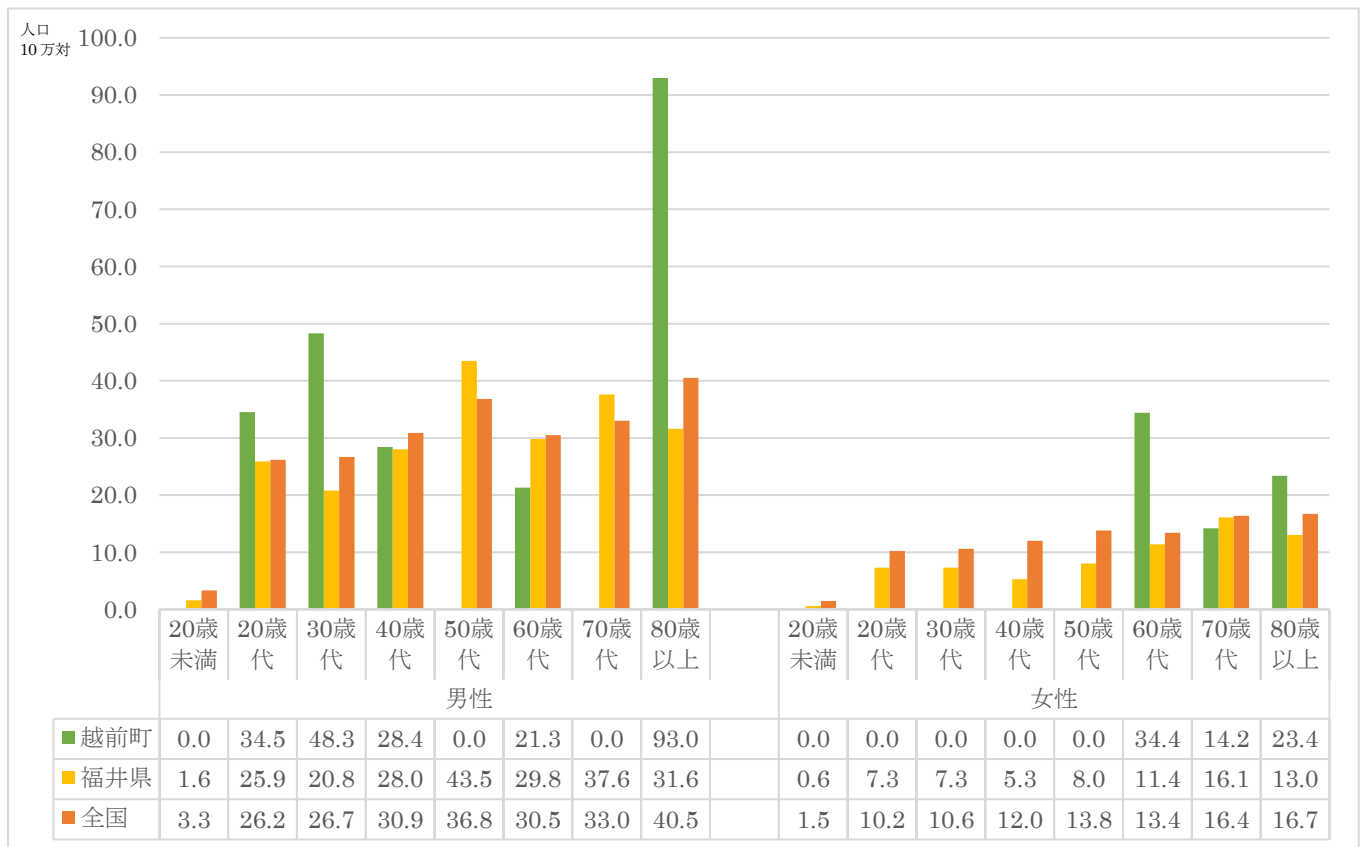
出典 出典 厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

(3) 性・年齢・職業形態別の自殺の状況

1) 性・年齢別自殺死亡率（人口 10 万対）の状況

平成 25 年から平成 29 年までの本町における自殺者数について、性・年齢別でみると、男性で自殺死亡率が最も高いのは、「80 歳以上（93.0）」で、次に多いのが、「30 歳代（48.3）」です。全国では、「80 歳以上（40.5）」が最も高く、次いで「50 歳代（36.8）」となっています。女性の自殺死亡率は、「60 歳代（34.4）」で、次に多いのが、「80 歳以上（23.4）」となっています。全国では、「80 歳以上（16.7）」が最も高く、次いで「70 歳代（16.4）」となっています。女性の自殺死亡率は、男性よりも全般的に低く、年齢による差も少なくなっています。

図 5 性・年代別の自殺死亡率（人口 10 万対 平成 25 年～平成 29 年平均）



出典 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

2) 子ども・若者の自殺の状況

本町の20歳未満の自殺者数は、平成21年以降0人です。

福井県においては、平成25年から平成29年までの20歳未満の自殺者数は8人(1.2%)となっています。20歳未満の全国値は2.3%であることから、ほぼ同程度の発生状況となっています。

また、児童生徒等の自殺者については、全国では、大学生が47.4%と最も多くなっています。

図6 年齢別自殺者の割合（平成25～平成29年）

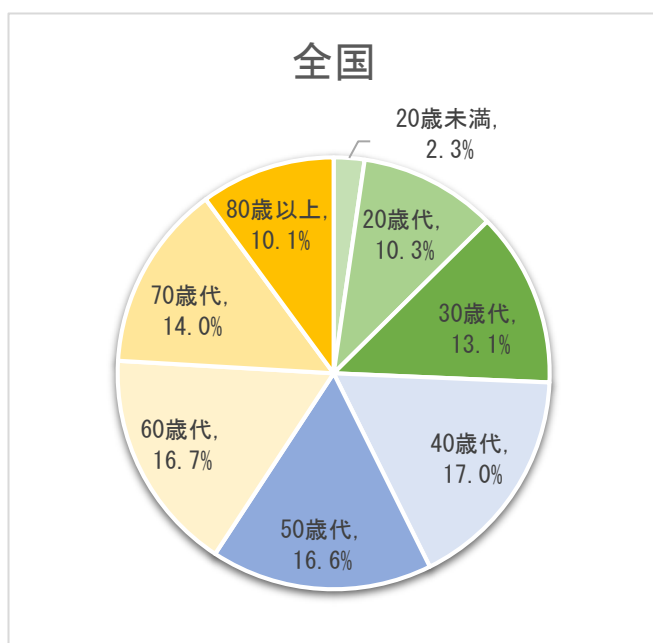
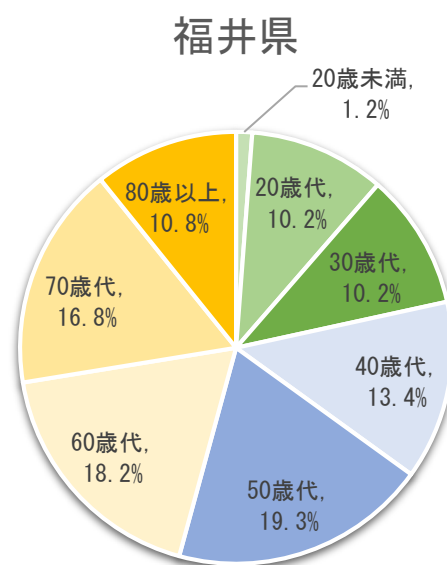
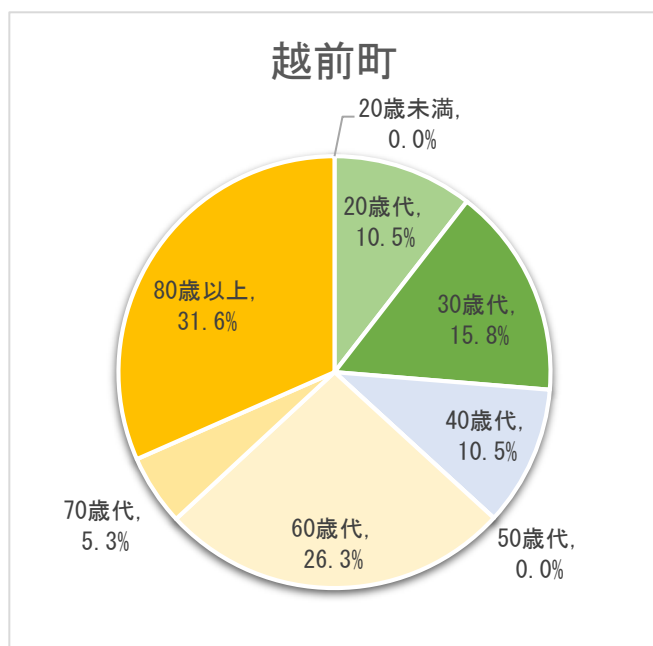
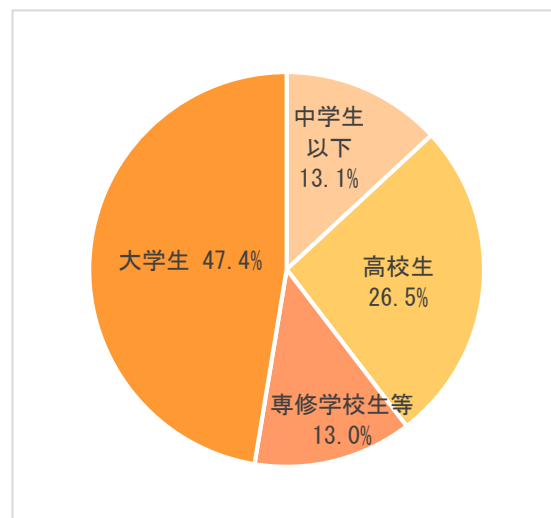


図7 児童生徒等の自殺の内訳（全国）
（平成25～平成29年）

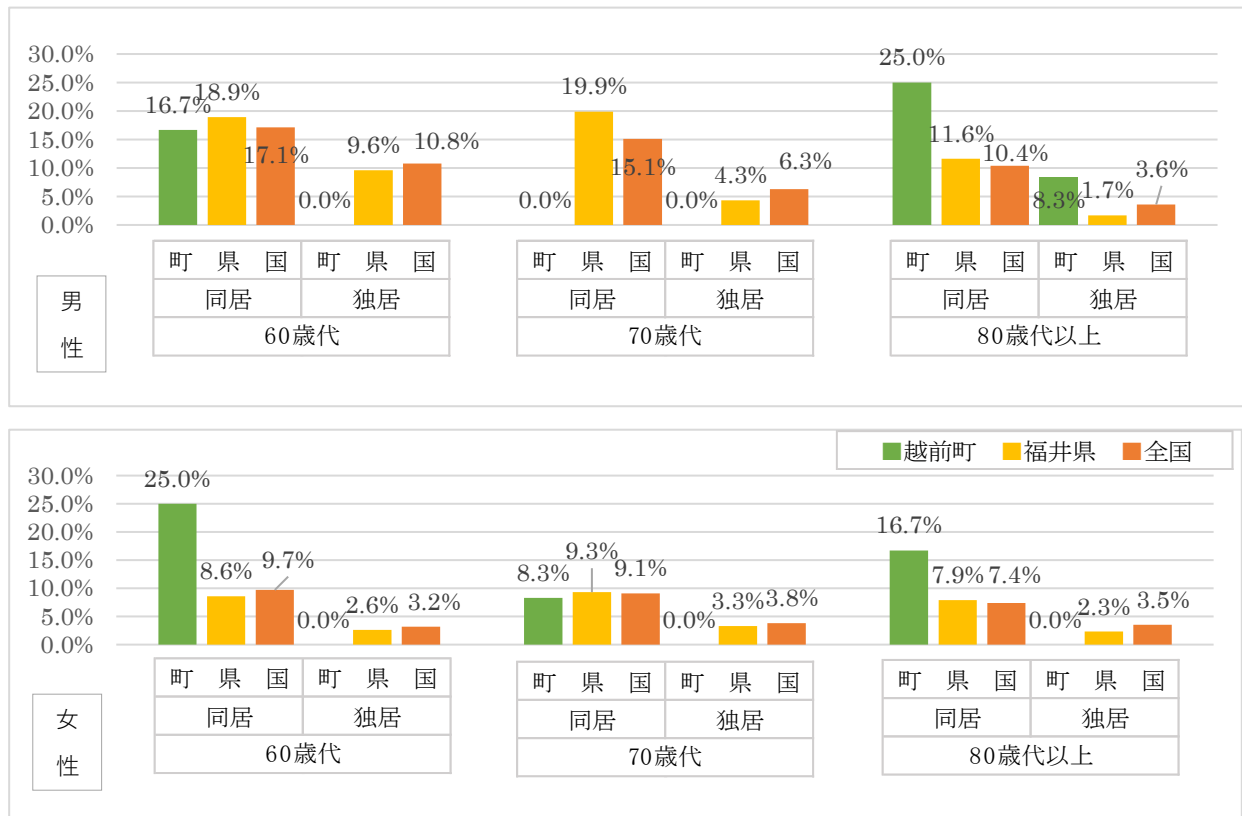


出典 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

3) 高齢者（60 歳以上）の自殺の現状

本町の 60 歳以上の自殺者の状況をみると、男性では、「80 歳代以上、同居者あり」が最も高くなっています。女性は、「60 歳代、同居者あり」が最も高くなっており、独居の自殺者はいない状況です。男女ともに「同居者あり」が「独居」に比べ割合が高い状況です。

図 8 60 歳以上の自殺の状況（平成 25～平成 29 年合計）



出典 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

4) 自殺者の職業形態

本町の平成 25 年から平成 29 年までの自殺者の職業形態では、「自営業・家族従業者」が 50.0%となっており、全国より高い値となっています。

表 2 有職者の自殺の内訳

職業	自殺者数	越前町	福井県	全国
自営業・家族従業者	4 人	50.0%	20.1%	20.3%
被雇用者・勤め人	4 人	50.0%	79.9%	79.7%
合計	8 人	100.0%	100.0%	100.0%

出典 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

2. 自殺の傾向と支援が優先されるべき対象群

平成 25 年から平成 29 年までの越前町における自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロフィール」から、自殺者の多い上位 5 区分が越前町の特徴として抽出されました。本町では、これら上位 5 区分を支援が優先されるべき対象群として支援をすすめていきます。

表 3 越前町の自殺の特徴（H25～29 年）

上位 5 区分		自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 *(10 万対)	背景にある 主な自殺の危機経路 ※1
1 位	女性 60 歳以上 無職 同居	6	31.6%	38.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位	男性 20～39 歳 有職 同居	4	21.1%	45.9	職場の人間関係／仕事の悩み (ブラック企業)→パワハラ+過労 →うつ状態→自殺
3 位	男性 60 歳以上 無職 同居	3	15.8%	32.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
4 位	男性 60 歳以上 有職 同居	2	10.5%	26.6	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→ アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+ 介護疲れ→うつ状態→自殺
5 位	男性 40～59 歳 有職 同居	2	10.5%	17.3	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

出典 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※1 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

（「主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013 に基づき、あくまでも、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。）

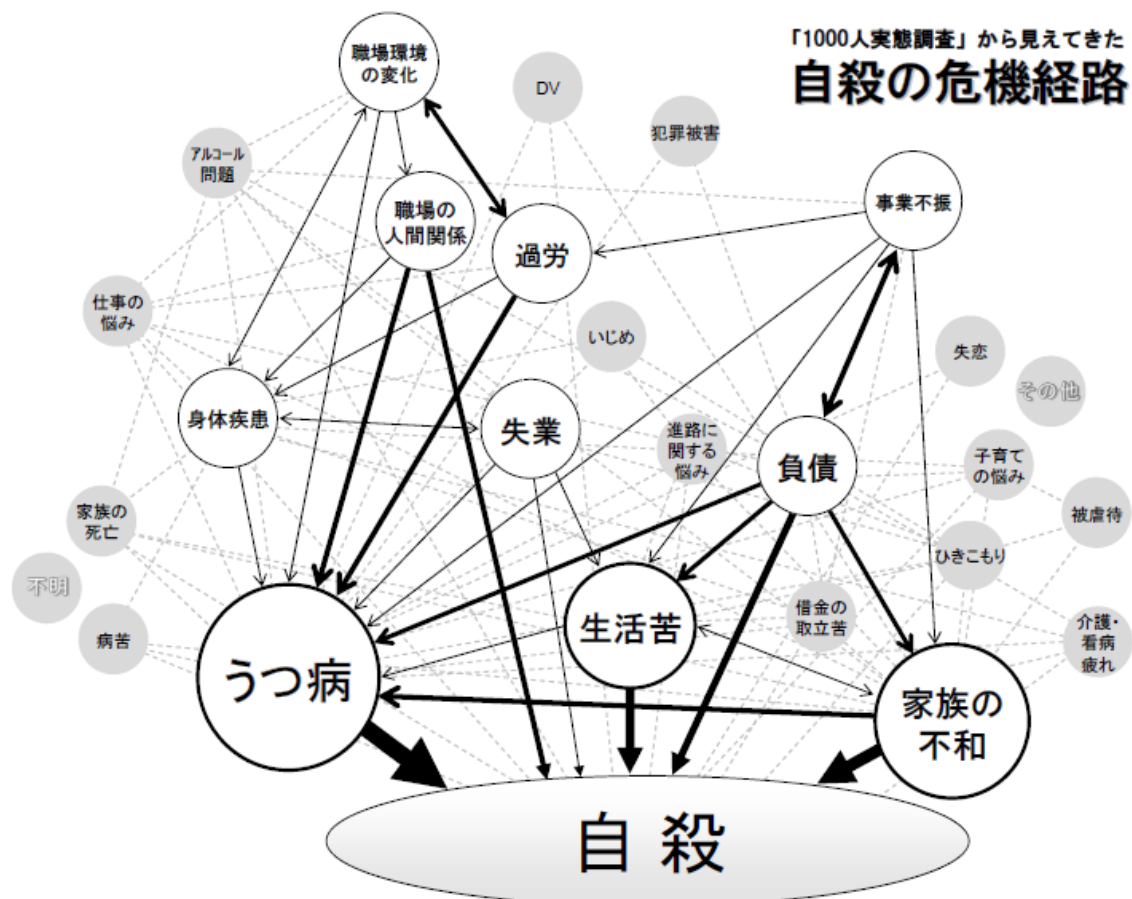
【参考】 「自殺の危機経路」について

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク※1が実施した「1000 人調査」の中で、自殺するまでの危機経路（プロセス）に、性別や年代、職業等の属性によって自殺に至るまでの過程にある一定の規則性があることが見えてきました。

□下図は、自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖していることが分かります。また、平均すると 4 つの要因が連鎖していることが分かっています。□

なお、前ページ表 3 の中の「背景にある主な自殺の危機経路」もこれを基に作成されています。

自殺は、平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きている



出典：自殺実態□白書 2013（NPO法人ライフリンク発行）

□

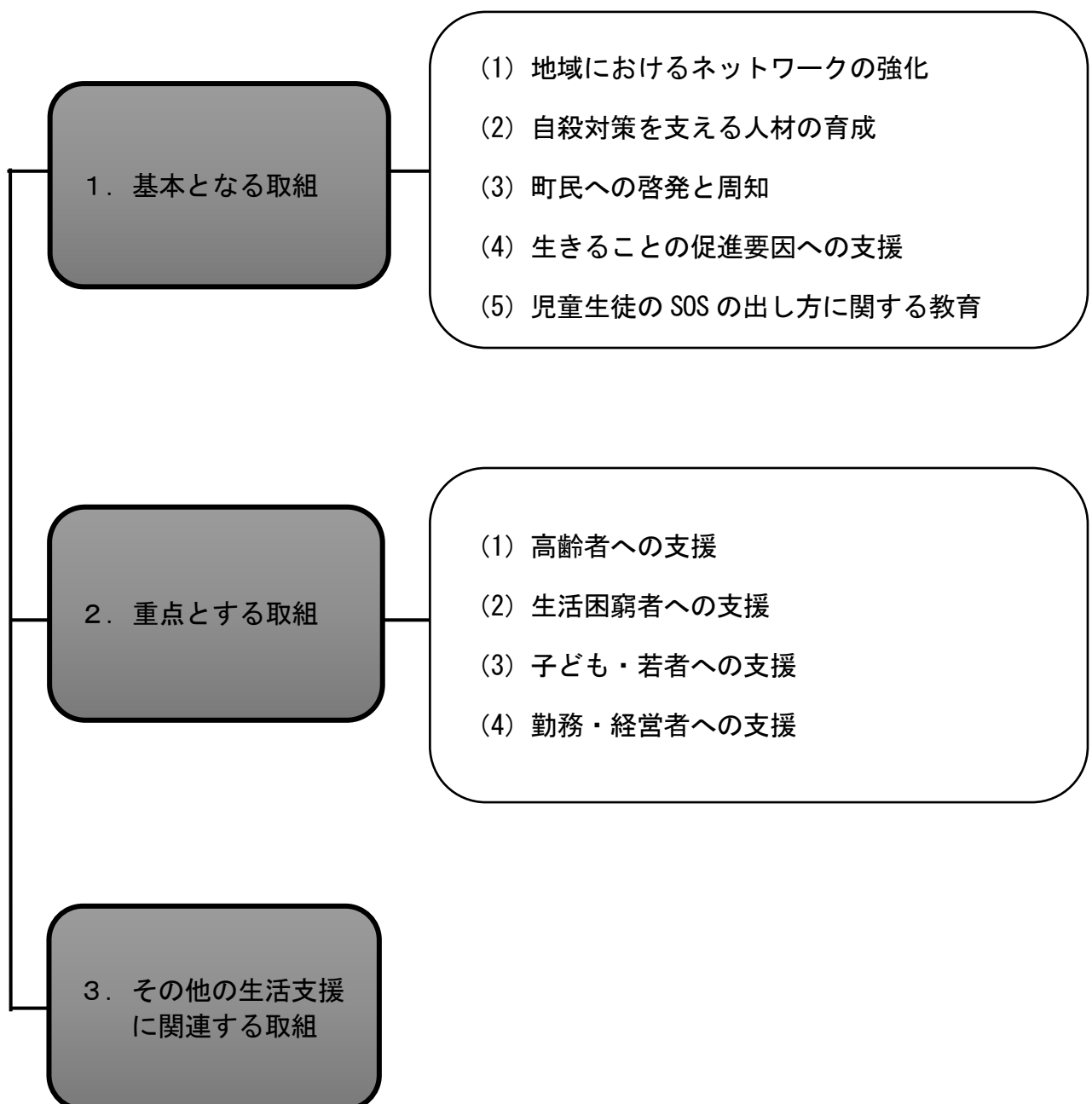
※1 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク・・・自殺予防や自死遺族ケアなどの自殺対策を行っている団体や個人などに対して、活動促進のために必要な実態の調査や関連情報の提供などを行うことで、より効果的な自殺対策が行われるように支援する団体。また自らも自殺対策が行われるために積極的に情報提供や社会に対する提言を行うことで、誰しもが自殺の危機に陥ることなく平和的に暮らせる社会の実現に寄与する取組を行っている。

□

第3章 自殺対策における取組

本町の自殺対策は、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本となる取組」と、本町の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」によって、優先的な課題となりうる4つの「重点とする取組」、自殺対策に関連する事業をまとめた「その他の生活支援に関連する取組」の3つの取組で構成されています。

誰も自殺に追い込まれることのない町を目指すため、困りごと・悩んでいる人に気づく人材を育成し、地域にある様々な相談先や社会資源につなげ、見守る体制を推進します。



1. 基本となる取組

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺は様々な要因が関係しているものであるため、地域の多様な関係者が連携し、協力して施策を推進していくことが重要となります。そのため、他の事業を通じて地域に展開されている行政・地域の関係機関・団体等の様々なネットワークに自殺対策の視点を盛り込み、連携の強化に取り組んでいきます。

【事業名】 実施内容	担当部署
【健康づくり推進協議会】 幅広い関係機関や団体で構成される協議会で、様々な健康づくり施策の検討を行います。心の健康、自殺予防について情報の共有や意見交換等を実施し、関係機関の連携体制の強化、庁内の横断的な自殺対策に取り組みます。	健康保険課
【高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会】 【ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク運営委員会】 高齢者等に関する情報の共有や意見交換等を実施し、関係機関の連携体制の強化を図ります。	地域包括支援センター
【要保護児童対策地域協議会】 虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。	福祉課

（２）自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクの高い人や様々な悩み・生活上の困難を抱える人の心の変調を示すサインに早期に気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談機関や支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の育成を充実させます。また、それぞれの窓口で様々な相談に応じる町職員がゲートキーパーとなるよう対応力向上と各課との連携を強化します。

【事業名】	実施内容	担当部署
【心の SOS 気づき講座（ゲートキーパー養成講座）】	町民ひとりひとりが、悩んでいる人の心の SOS に「気づき」、その人の話を「傾聴」し、適切な相談先に「つなぎ」、「見守り」支えていくゲートキーパーとしての役割を担っていけるよう、心の健康に関する知識や、悩んでいる人への対応を学ぶ講座を開催します。	健康保険課 丹南健康福祉センター
【職員を対象とする「心の SOS 気づき講座」（ゲートキーパー養成講座）の開催】	窓口業務や相談業務等の際に早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な自殺対策の取組意識を高めるため全職員を対象とした研修会を開催します。	総務課 健康保険課
【リスクの高い人に関わる関係者及び、地域に密着した団体等へのゲートキーパー研修受講への働きかけ】	自殺予防の視点を加えた幅広い活動に取り組み、ゲートキーパーとなってもらうよう働きかけます。	
医療介護に関わる多職種（居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、老人介護施設等の施設職員など） 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員 ひとり歩き高齢者等 SOS ネットワーク運営委員 認知症サポーター、フレイル予防サポーター、認知症カフェスタッフ		地域包括支援センター
民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員、手話奉仕員		福祉課
福祉推進委員		越前町社会福祉協議会
教職員学校関係者		学校教育課
保健推進員、食生活改善推進員		健康保険課
商工会等		商工観光課
【地域に密着した団体】	区長会、婦人会、婦人福祉協議会、老人会、日赤奉仕団 等	

【参考】「ゲートキーパー」とは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特別な資格ではありません。

【ゲートキーパーの役割】

気づき	家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
傾聴	本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
つなぎ	早めに専門家に相談するよう促す
見守り	温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

（３）町民への啓発と周知

自殺を防ぐためには、悩みを抱えた際に、気軽に悩みを相談できる相談体制が整備されていることが必要です。また、自殺を考えている人は何らかの心の変調を示すサインを発しており、そのサインに気づいた周りの人が相談機関につなげていけるよう、相談機関の情報が十分に周知されていることが大切です。このため、地域、職場及び学校等において、相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。また、自殺を取り巻く現状や、精神疾患・心の健康に関して正しい認識を広げるための啓発活動を行います。

【事業名】 実施内容	担当部署
【自殺予防週間・自殺対策強化月間キャンペーン】 自殺予防週間（９月）および自殺対策強化月間（３月）に、自殺予防に対するキャンペーンを行います。相談窓口のチラシや啓発グッズ等の配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。	健康保険課
【健康フェア等のイベントでの啓発活動】 心と体の健康コーナーにおいて、自殺予防に関するパネル展示、パンフレットや相談窓口チラシの配布等による啓発活動を行います。	
【商工会や企業への普及啓発】 商工会と連携し、各事業所へ相談窓口チラシや啓発グッズ等の配布を行い、こころの健康に関する町民の理解促進を図ります。	
【広報媒体を活用した啓発活動】 町の広報誌等に、自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策の情報を掲載し周知と理解促進を図ります。	健康保険課 総務課
【図書館や公共施設を拠点とした自殺予防の情報提供】 図書館や公共施設において自殺対策や心の健康をテーマとしたコーナーや、相談先などのリーフレットの設置を行います。	健康保険課 図書館
【ストレスケア講座】 ストレスに柔軟に対処しながら心身ともに健康に過ごすためのストレスの仕組みや対処法や心の健康に関する講座を行います。各地区や団体などに出向き出前講座を行います。	健康保険課 丹南健康福祉センター
【人権教室】 いじめ問題についての内容を取り入れ、啓発と周知を図ります。	男女共同参画・人権室

（４）生きることの促進要因への支援

自殺対策では、個人においても社会においても「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・病気・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる必要があります。様々な生活上の問題・困り事（健康、子育て、介護、生活困窮、DV※1、住まい、教育環境等）の相談支援の充実や居場所づくりの対策を図り、関係者が連携し解決を図ることで自殺対策につなげます。また、悩みを抱える人だけでなく、悩みを抱える人を支援する家族や知人等を含めた支援者に対する支援を行います。

【事業名】 実施内容	担当部署
【心をいやす相談会】 公認心理師によるカウンセリング・相談を行い、心に悩みを抱えている人が、問題への対処法や解決法を見つけていくことができるように支援します。また、必要に応じて医療機関や他の相談機関へ紹介します。	健康保険課
【悩みごと総合相談会】 心と体の健康、依存症、法律、多重債務、生活困窮などそれぞれの専門家が相談に応じ、問題への対処法や解決法を見つけていくことができるように支援します。（相談スタッフ：弁護士、精神科医、公認心理師、依存症相談員、生活自立支援員、女性相談員、保健師等）	丹南健康福祉センター
【精神科医による心の健康相談】 精神科医師による相談を実施します。必要に応じて医療機関や他の相談機関へ紹介します。	丹南健康福祉センター 福井県総合福祉相談所
【こころの相談 ホットサポートふくい】 心理の専門家である公認心理師等が相談に応じます。	福井県総合福祉相談所
【体と心の健康に関する相談】 保健師が体や心の健康に関する相談に応じます。	健康保険課 丹南健康福祉センター
【介護に関する相談】 介護に関する様々な相談に応じ、高齢者やその家族などを支援していきます。	地域包括支援センター
【特設人権相談所の開催】 人権擁護委員による、人権に関する相談を行います。	男女共同参画・人権室

※1 DV…ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、または過去に関係のあったものから振られる身体的・心理的暴力のこと。

【妊娠・子育てに関する相談】 妊娠期から相談しやすい関係をつくり、産後うつの早期発見のため産後うつスクリーニングや面談を行い、育児期まで切れ目のない支援を行います。	子育て世代包括支援センター
【ほのぼの教室】 子育ての悩みや家族とのかかわりで悩んでいる親に対し、精神科医や公認心理師等が相談に応じます。	丹南健康福祉センター
【福祉相談窓口】 住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行います。	福祉課
【くらしの困りごと相談会】 暮らしのなかの様々な困りごとの相談に応じます。	越前町社会福祉協議会
【障害者に関する相談窓口】 障害者に関する相談に応じ、支援サービスの申請の手続等を行い支援を行います。	福祉課 越前町相談支援センター 「さざんか」
【発達障害児（者）に関する相談】 発達障害のある人とその家族・支援者からの相談対応を行います。	福井県発達障害児者支援センター スクラム福井
【パートナーからの暴力に関する相談】 配偶者、パートナーからの暴力に対する相談、必要に応じて被害者の保護を行います。	男女共同参画・人権室 丹南健康福祉センター 福井県総合福祉相談所 福井県生活学習館 福井県警本部警察安全相談室
【ひきこもりに関する相談】 ひきこもり状態にある本人や家族の相談に応じます。フリースペース、本人の会、親の会の運営を行います。	福祉課 丹南健康福祉センター 福井県総合福祉相談所 ひきこもり地域支援センター
【消費者相談窓口】 消費者トラブルに関する相談を行います。	総務課 福井県消費者センター
【アルコール、ギャンブルなどの依存症に関する相談】 様々な依存症に関する相談に応じます。	福井県総合福祉相談所

【自死遺族の相談】 自死により残された人の相談に応じます。	福井県総合福祉相談所
【自死遺族の会（アルメリアの会）】 自死により残された人の分かち合いの会です。 月 1 回定例会を開催しています。	自死遺族の会（アルメリアの会） 福井県総合福祉相談所
【子ども、子育て世代の居場所づくり】 児童館、学童保育、放課後子ども教室、はばたき教室（不登校生徒自立支援）、子育て支援センター（詳細は P25～P27）	福祉課 学校教育課
【高齢者の居場所づくり】 老人クラブ、ふれあいサロン、いきいき教室、認知症カフェ、介護者のつどい（詳細は P21～P22）	福祉課 越前町社会福祉協議会

（５）児童生徒の SOS の出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成 28 年の自殺対策基本法の改正では、学校における SOS の出し方の教育の推進が盛り込まれました。

このため、当町でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育

（SOS の出し方に関する教育）を行うことにより、直面する困難やストレスに対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

また、周囲の大人が子どもの変化に気づける体制づくりや SOS を受け止め、寄り添うことができるよう取り組みます。

【事業名】	実施内容	担当部署
【心の健康セミナー（児童生徒の SOS の出し方に関する講座）】	児童生徒が、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法や SOS の出し方を学ぶための授業を行います。	健康保険課 学校教育課
【学校における相談窓口の周知】	児童生徒に対し、「24 時間子ども SOS ダイアル」を教室に掲示し、相談先として周知します。また、相談窓口案内カードを配布します。	学校教育課
【学校におけるその他の取組】 教員など周囲の大人が子どもの発する自殺危機、SOS に気づく力を高めるよう取り組みます。また、Q U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施や、いじめの未然防止、早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。		
【教育支援委員会】	気がかりな児童生徒に対し、学びの場の検討や教育相談を行います。	学校教育課
【小中学校生徒指導主事合同研修会の開催】	児童生徒の問題行動未然防止における生徒指導主事の役割についての情報交換や協議をします。	

【参考】心の健康セミナー（児童生徒の SOS の出し方に関する講座）

児童、生徒がストレスに柔軟に対処しながら心身ともに健康に過ごすためにストレスの仕組みや対処法について学びます。また、危機的な状況に対応するために適切な援助希求行動（信頼できる大人に SOS を出すこと）ができるようになることを目指します。



出典：東京都作成 中学1年生向け自殺予防小冊子「一人でなやんでいるあなたへSOSを出していいんだよ！」



R 元年 10 月 織田中学校での講座の様子

2. 重点とする取組

自殺対策総合支援センターが作成した本町の「地域自殺実態プロファイル」においては、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「勤務・経営」に係る自殺対策の取組が重点課題であると示されていることから、本町における4つの重点施策を選定し、それぞれの課題に関する施策を推進していきます。

(1) 「高齢者」への支援

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに孤立や健康上の不安、社会や家庭での役割の喪失感や孤立感、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には自殺のリスクが高くなった状態で問題が把握される恐れがあります。さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者の家族や、引きこもりの中高年の子を高齢者の親が面倒を見る（いわゆる「8050問題」）等、同居の家族も課題を抱えた世帯が増えることが予見されています。高齢者本人を対象とした取り組みのみならず、高齢者を支える家族等の介護者に対する支援も含めて、自殺対策の啓発と実践を共に強化していく必要があります。具体的には、相談先の情報を高齢者や支援者に周知することや、イベント等でのゲートキーパー研修養成講座を通じて、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し支援へつなげること等があげられます。また、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等の施策の推進を図ります。

【事業名】 実施内容	担当部署
【地域包括支援センターの運営】 介護分野の専門家である「主任ケアマネジャー※1」、福祉制度の専門家である「社会福祉士」、医療・保健分野の専門家である「保健師」が所属しており、地域で暮らしていきたいと考える高齢者やその家族などを支援していきます。高齢者相談を受ける中で地域の高齢者が抱える問題を把握し、連携の強化や支援方法の検討を行います。	地域包括支援センター
【総合相談支援事業】 ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握やサービスに関する情報提供等の初期相談対応や断続的・専門的な相談支援を行います。	

※1 ケアマネジャー…介護支援専門員のことで、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプラン（サービス計画書）の作成やサービス事業者との調整を行う業務を行う介護保険に関する資格

【地域ケア会議】 医療・介護等の多職種が協働して高齢者が抱える心身面の課題、住宅、家族状況など環境面の課題など、その人を取り巻く全体的な状況をアセスメント※₂しながら個別課題の解決を図るとともに、予後予測によって今後どのようなサポートがあればその人らしい暮らしを続けていけるかを検討します。	地域包括支援センター
【介護予防・日常生活支援総合事業】 高齢者が、自宅に閉じこもらずに戸外に出掛け、地域の人との交流により生きがいを感じられるよう、地域の行事や地区サロン等の居場所への参加を勧め、必要な時に適切な支援につなげるよう対策を進めます。	
【フレイル予防サポーターの養成※₃】 フレイルチェック教室をサポートしてもらおうボランティアのフレイル予防サポーターを養成します。	
【フレイルチェック教室】 質問票や測定器を使って「栄養」「口腔」「運動」「心」のフレイル※₃の兆しを測り、身体と心の状態を把握する教室を行います。	
【介護予防サポーターの養成・育成】 地域における住民主体の介護予防活動（つるかめ教室）を行う、介護予防サポーターの養成・育成を行います。	
【介護予防活動（つるかめ教室）】 地域における住民主体の介護予防活動（つるかめ教室）の育成・支援を行います。	
【認知症サポーターの養成】 認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者になっていただく認知症サポーターを養成します。	
【生活支援サービス事業（買い物支援サービス）】 在宅であって要支援1・2又は介護予防・生活支援サービス事業対象者の認定を受けている人で、自動車を運転できない人、家族の協力を得るのが困難な人が買い物に出かける際に住民ボランティアが同行し、買い物に付き添い手伝います。	
【認知症カフェ】 認知症の人や、家族、認知症に関心のある人が気軽に集まれる場で生きがいづくりと見守りを行います。	
【権利擁護事業】 権利擁護の観点からの対応が必要な人への対応などの支援を行います。	

※₂ アセスメント…評価・査定のこと。必要な見通しや方針をたてるために行われ、介護サービス利用者が何を求めているのか正しく知り、残っている能力や、すでに実施されているサービス、生活環境など把握、確認した上生活全般の課題（ニーズ）を抽出し今後どのような介護サービスが必要なのか整理すること。

※₃ フレイル…「虚弱」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指すが、筋力低下などの身体的要素、認知症やうつなど精神的・心理的要素、独居や経済的困窮などの社会的要素が含まれる。この時期に適切な治療や予防を行うことで要介護状態になることを防ぐ効果がある。

【健康診査・がん検診、健康相談、健康教育、保健指導】 病気の早期発見や重症化の予防、病気の不安に対する相談など、健康づくりに関する支援を行います。	健康保険課
【介護サービス給付・予防サービス給付に関する事務】 身体面・精神面の障害があるために、入浴・排泄・食事などの日常生活における基本動作の全部または一部について介護や支援が必要と見込まれる状態となった場合の介護認定受付を行い、介護サービスを利用できるよう支援します。	
【いきいき教室】 介護保険を利用していない軽度の認知症の人や日中一人でいることが不安な人を対象に、レクリエーションや健康チェックなどを行い、介護予防と見守りを行います。	福祉課
【軽度生活援助事業】 在宅のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯などで、身体の虚弱な人に対し、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続ができるよう支援します。	
【要介護老人介護用品支給事業】 介護用品購入費の一部助成として介護支給品利用券を発行します。	
【緊急通報システムの設置】 65歳以上の1人暮らし又は高齢者のみ世帯等で虚弱な方の急病等緊急事態に対応し不安を解消します。状態把握を努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応を行います。	
【老人クラブ（福寿会）、ふれあいサロン活動に対する活動支援】 地域で活動している老人クラブなどの活動支援を行い、高齢者の生きがいづくりを支援します。	
【シルバー人材センターに対する活動支援】 シルバー人材センターに対する活動支援を行い、高齢者の就労、生きがいづくりを支援します。	越前町社会福祉協議会
【介護者のつどい・在宅介護教室】 在宅で介護している人を対象に日頃の悩みや体験を通じた意見交換、親睦の場を提供するとともに、介護の技術や支援サービス等について理解を深め、さらに日頃の介護疲れを癒し、心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援します。	

（２）「生活困窮者」への支援

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、本人だけでは解決が困難な状況に置かれている可能性があります。生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

【事業名】 実施内容	担当部署
【生活困窮者相談・生活保護（相談・給付）】 生活保護等に関する相談に応じ、関係機関と連携して支援を行います。	福祉課 丹南健康福祉センター
【くらしの困りごと相談会】 暮らしの中の様々な困りごとの相談に応じます。	越前町社会福祉協議会
【日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）】 高齢者・障がい者日常生活自立支援センターの周知、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝い、生活困窮者の把握、生活困窮状態からの早期脱却のための相談支援、日常生活自立支援事業巡回相談の実施を行います。	
【生活福祉資金貸付】 低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより安定した生活ができるよう支援します。	
【多重債務等に関する相談】 お金の困りごと、多重債務、法律に関することなどについて相談に応じます。	
【多重債務相談】	福井県消費者センター 福井弁護士会 福井県司法書士会
【無料法律相談】	越前町社会福祉協議会 法テラス
【悩みごと総合相談会】	丹南健康福祉センター
【消費者相談】	総務課 福井県消費者センター

【税及び各種料金徴収業務と連携した生活困窮者の把握と支援】 納税相談等から生活問題を把握し、相談窓口の紹介を行います。	税務課 上下水道課 健康保険課
【納税相談】 納税に関する相談を受け付けます。	税務課
【公営住宅】 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸します。	定住促進課
【サポートする人材の育成】 民生委員、身体・知的障害者相談員等へ自殺予防の視点を加えた幅広い活動に取り組み、ゲートキーパーとなってもらよう働きかけます。	健康保険課

(3) 「子ども・若者」への支援

年齢や置かれている立場、ライフスタイル、生活の場によって抱える悩み・問題は多様であり、それぞれの状況にあった対策が必要です。乳幼児期、就学までの期間だけでなく就職期や子育て期と幅広い期間において、様々な問題に直面しても、誰も支援の網の目からこぼれ落ちることのない体制を目指します。若年層が相談しやすい相談窓口の周知や支援者の気づきの力を高めることで相談しやすい環境づくりに努めます。

① 児童生徒への支援

当町の20歳未満の児童生徒の自殺者は0人ですが、全国的に自殺は減少傾向にある一方で、厚生労働省「人口動態統計」において、15歳～39歳の各年代の死因の第1位が「自殺」、10歳～14歳においても2位が「自殺」となっており、若い世代の自殺は深刻な状況にあります。当町においても児童生徒の自殺者数0人を今後も継続できるよう、いじめ問題、不登校など児童生徒の抱えやすい問題に着目し、支援を行います。また、経済的困難を抱える児童生徒への支援を行います。

【事業名】 実施内容	担当部署
【いじめ防止基本方針】 各校によるいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの未然防止、早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	学校教育課
【QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施】 学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができるQUを全学級で実施し、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状態等を把握し、個別支援や学級経営を充実させます。	
【スクールカウンセラー配置】 児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識および経験を有するスクールカウンセラーを、各中学校区に配置し教育相談体制の充実を図ります。	
【スクールソーシャルワーカー配置事業】 社会福祉等の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーが子どもを取り巻く環境面からサポートし、家庭や関係機関につなぎ、福祉・医療などと結びつけることで問題解決を図ります。	
【心のパートナー派遣事業】 越前町内への派遣を希望される大学生を適応指導教室に配置し、適応指導教室や要請のあった小・中学校で不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立支援を行います。	
【教育総合相談事業】 越前町教育支援センター（はばたき教室）において、スクールソーシャルワーカーが、不登校児童生徒に対して自立支援や援助を行います。また、悩みを抱える保護者等を支援するために電話や面談にて教育相談等を行います。	

【教育支援委員会】 気がかりな児童生徒に対し、学びの場の検討や教育相談の実施を行います。	
【丹南青少年愛護センター越前町支部】 青少年の非行防止、健全育成を図るため、街頭補導や電話相談窓口の設置、青少年健全育成のための広報啓発活動を行います。	
【スタートカリキュラム研修】 学校生活にスムーズに移行できる児童を育てることを目的とし、小学校教員と保育所保育士が協働して、幼児期の教育をふまえたスタートカリキュラムを作成し、活用を図っていきます。	
【越前町青雲特待生奨学金】 県立丹生高校に進学した優れた資質を有する生徒に対し奨学金を支給します。	
【就学奨励費・特別支援教育就学奨励費】 準要保護世帯の児童生徒に対し、学用品費等の助成を行います。特別支援学級に在籍の要件を満たした児童生徒に対し、学用品費等の助成を行います。	
【放課後子ども教室】 すべての子どもたちを対象に、放課後や週末等に安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、さまざまな体験活動や交流活動の取組みを推進します。	生涯学習課

② 子育て世代への支援

双子など多胎児の育児や育児サポートが得られず疲れてしまう等、子育て中には様々なストレスがあります。妊娠期から子育てに関する様々な問題について支援します。

【事業名】 実施内容	担当部署
【母子手帳の交付（妊婦全数面接）、マタニティスクール】 母子手帳の交付を入り口として、妊娠の早期から相談しやすい関係を作り、妊娠中に必要な助言・指導を提供し、切れ目ない支援を行います。	子育て世代包括支援センター
【産後ケア事業】 産後の心身の不調や育児不安がある方が安心して健やかに育児ができるよう、助産師等による授乳指導や育児相談、休養等のサポートを行います。	
【赤ちゃん訪問、乳幼児健診、離乳食教室】 子どもの成長発達を支援するとともに、必要な指導・助言を行い、保護者の育児への不安感の軽減に努めます。	

【子育て支援センター・子育てサロン・わいわい広場】 子育ての悩み相談、情報交換等にて育児に対する不安や負担感を軽減する場として子育てサロンを実施します。	福祉課 越前町社会福祉協議会
【子育て支援短期利用事業】 保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行います	
【すみずみ子育てサポート】 小学校3年生以下の児童を養育するもので、家庭で一時的に育児を行うことが困難な方を対象に、子育てマイスターによる育児支援や生活支援を行います。	
【保育所事業】 保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保護者にかわり保育所での保育を行い、子どもの健全育成を図ります。	福祉課
【児童館・学童保育事業】 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保してその健全育成を図ります。	
【児童扶養手当の支給】 年度末年齢18歳までの子供（一定程度の障害の場合20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親または養育者に支給します。	
【母子家庭等医療費助成事業】 20歳未満の子供がいるひとり親家庭の親とその子供の医療費助成について、医療費の一部負担分を助成します。	
【子どもの学習支援事業】 経済的な余裕がないなどの理由で、塾や家庭教室を利用することが困難な世帯の小中学生に、生活習慣の改善、基礎学力の向上、高校受験対策に向けたサポートを行います。	福祉課 丹南健康福祉センター

③ 若者の就職への支援

【事業名】 実施内容	担当部署
【若者の就職支援（ふくい若者サポートステーション出張相談会）】 専門のカウンセラーが、15歳～39歳の就職を希望する無職の若者、その家族の相談に応じます。	就労支援室 NPO 法人福井県 セルフ振興セ ンター

（４）「勤務・経営者」への支援

働き盛りの世代は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多くなります。有職者の自殺の背景が必ずしも勤務問題があるとは言いきれませんが職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境の変化、退職や失業による生活困窮や多重債務、家庭内の不和等で最終的に自殺のリスクが高まると想定されます。近年職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、自殺大綱でも勤務問題による自殺対策の推進が当面の重点施策として新たに追加されるなど、勤務問題にかかわる自殺への対策は国を挙げての重要課題となっています。

【事業名】 実施内容	担当部署
【商工会業務】 売上・生産効率アップや経営改善のための経営診断をはじめ、金融・税務・労務・法律等の専門的内容について、職員や専門家が経営者の相談に応じます。	越前町商工会
【商工会や企業へのメンタルヘルスに関する普及啓発】 商工会との連携や町内中小企業に向けて、相談窓口チラシや啓発グッズ等を配布し、メンタルヘルスに関する啓発活動を行います。	健康保険課 商工観光課
【ストレスケア講座】 事業所の研修会でメンタルヘルスに関する出前講座を実施します。	健康保険課 丹南健康福祉センター
【商工業育成資金利子補給制度】 町内の商工業者の経営安定を図るため、制度資金の借入者に対し、借入金額の0.3%以内の額で利子を補給します。	商工観光課
【労働相談会】 県との連携で労働相談会を実施し、関係機関の紹介や取り次ぎの支援を行います。	
【おしごと案内板】 町内事業所の求人情報を町のホームページに掲載します。	

3. その他の生活支援に関連する取組

様々な課題に取り組む各課、各組織の事業を自殺対策の観点も含めることでさらなる連携を深めます。

【事業名】 実施内容	担当部署
【成年後見制度利用支援事業】 判断能力が精神上の障がい（認知症、知的障がいや精神障がいなど）により、不十分な方の権利を法律的に支援することで、本人の権利を守るとともに、制度利用の普及啓発に努めます。	福祉課 地域包括支援センター
【障害児支援に関する事務】 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援を実施し、障害児を抱えた保護者への相談の提供を行います。	福祉課
【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援・巡回支援専門員整備事業】 各種事業の利用の際に、障がい児や保護者の状態把握を行うことで、負担軽減や虐待等の早期発見を行います。	
【障がい者差別解消推進事業】 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、越前町相談支援センターさざんかに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行います。	
【日中一時支援事業】 障がい者等の日中における活動の場を確保することで、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を担保し、負担軽減を図ります。	
【民生委員・児童委員活動】 生活に関する相談に応じ、福祉サービスを必要とする人の支援を行います。	福祉課

【健康診査・がん検診、健康相談、健康教育、保健指導】 病気の早期発見や重症化の予防、病気の不安に対する相談など、健康づくりに関する支援を行います。	健康保険課
【ストレスチェック】 健康診査等でストレスチェックを行い、必要時には心の相談会等の紹介を行います。	
【在宅当番医制事業・病院群輪番制病院運営事業・小児救急小児救急医療支援事業】 休日・夜間における急病患者的の診療体制を確保します。	
【保護司活動】 非行や犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生への支援を行います。	男女共同参画・人権室
【男女共同参画事業】 宣言都市越前町として、住民一人ひとりが従来の慣習や固定観念にしばられる事なく、お互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる明るい住みよい町づくりに向けて、広く啓発推進を図ります。	
【環境に関する苦情や相談】 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付け、問題の解決を図ります。	住民環境課
【暮らしのガイドブック】 行政情報、地域情報、防災情報などや、様々な相談窓口を掲載し、全戸配布します。	総務課

4. 主な評価指標

本計画の主な評価指標を次のとおりとし、その進捗状況を検証・評価し、計画を推進していきます。

自殺対策の取組		事業名	現状	目標
基本 施策	1. 地域におけるネットワークの強化	健康づくり推進協議会	年 1 回	継続
		高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会・ひとり歩き高齢者等 SOS ネットワーク運営委員会	年 1 回	継続
		要保護児童対策地域協議会	年 1 回	継続
	2. 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座の受講者数（心の SOS 気づき講座）	41 人 H30 年度	300 人 R2-7 年度累計
		ゲートキーパー養成講座の町職員の受講者率	—	80%以上
	3. 町民への啓発と周知	自殺予防キャンペーン	—	年 1 回
		広報媒体を活用した啓発活動	年 1 回	継続
		自殺予防週間、自殺対策強化月間の認知者数	—	増加
		ゲートキーパーの役割の認知者数	—	増加
		健康フェア等での啓発活動	年 1 回	継続
	4. 生きることの促進 要因への支援	心をいやす相談会利用人数	延 33 人 H30 年度	延 220 人 R2-7 年度累計
	5. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	SOS の出し方、ストレスケアについて理解する児童生徒の増加（心の健康セミナー受講者）	258 人 H30・31 年度	800 人 R2-7 年度累計
重点 施策	1. 高齢者への支援	介護予防サポーター養成・育成者数	延 205 人 H30 年度	延 1,300 人 R2-7 年度累計
	2. 生活困窮者への支援	くらしの困りごと相談会利用者	65 件	400 人 R2-7 年度累計
	3. 子ども・若者への支援	スクールカウンセラー配置	全校	継続
	4. 勤務・経営者への支援	事業所等でのストレスケア講座	19 人 H30 年度	150 人 R2-7 年度累計

参 考 資 料

1. 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成二七年九月一日法律第六六号

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（平二八法一一・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（平二八法一一・一部改正）

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平二八法一一・旧第五条繰上）

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養^{かん}等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策

基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2. 自殺総合対策大綱

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- 自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

※各施策に担当府省を明記

※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりよいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（ SOSの出し方に関する教育の推進 ） ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（ 革新的自殺研究推進プログラム ） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・ 死因究明制度との連動 ・ オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ・ 医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・ 家族や知人等を含めた支援者への支援	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ・ 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・ 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ ひきこもり、児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進	8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ・ 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・ 居場所づくりとの連動による支援 ・ 家族等の身近な支援者に対する支援 ・ 学校、職場等での事後対応の促進	9. 遺された人への支援を充実する ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・ 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援	10. 民間団体との連携を強化する ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ・ いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・ 学生・生徒への支援充実 ・ SOSの出し方に関する教育の推進 ・ 子どもへの支援の充実 ・ 若者への支援の充実 ・ 若者の特性に応じた支援の充実 ・ 知人等への支援	12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する ・長時間労働の是正 ・ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ ハラスメント防止対策

3. 越前町自殺対策計画策定委員会設置要綱

令和元年5月31日

訓令第5号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく自殺対策計画（以下「計画」という。）を策定するため、越前町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 計画の策定に関すること

(2) その他計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、保健、医療、福祉、教育等の分野において優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は計画の策定が終了する日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集される委員会の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康保険課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

4. 越前町自殺対策計画策定委員 名簿

関係機関・役職名	氏 名	備 考
丹生郡医師会 会長	島田 政則	委員長
丹南健康福祉センター 福祉保健部長	野尻 幹子	
公認心理師・臨床心理士	千崎 愛	
越前町民生委員・児童委員協議会 副会長	小辻 和夫	
越前町老人クラブ連合会 会長	木原 松右衛門	
越前町連合婦人会 副会長	時田 静香	副委員長
越前町保健推進員 会長	吉田 すみ江	
丹生郡学校教育研究会養護教諭研究部長 城崎小学校 教頭	菅野 由美	
越前町商工会 事務局次長	佐藤 精一郎	
越前町社会福祉協議会 事務局長	鈴木 利恵	

誰かの心の SOS サインを感じたら…

あなたにもできることがあります。まずは声をかけることから始めてみませんか？

家族や同僚等の身近な人が、今までとは様子が異なる等の変調に気づいたら、あなたがゲートキーパーになりましょう。ゲートキーパーとは、悩んでいる人のそばで寄り添う役割を持つ人のことです。

気づき

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

「いつもと違う」サイン見逃さないで

表情が暗い、元気がない、口数が少ない、服装に気を使わなくなった、体調が悪そう、眠れていない、周囲との交流を避けるようになった、酒量が増える など

サインに気づいたら声をかけてみましょう

眠れていますか？ よかったら話して。

なんか元気なさそうに見えるけど？ など

傾聴

気持ちを受け止めて、耳を傾ける

まずは、話せる環境を作り、心配していることを伝えましょう。

誠実に、相手を尊重して否定せず聴く

一般的な価値観を押し付けず、安易な励ましはしないで聴きましょう。

ねぎらいの言葉を伝えましょう

話してくれてありがとう。

大変でしたね。それは誰でもつらくなりますね。など

こんな言葉はNG
・命を大切に。
・家族が悲しむよ。
・死ぬ気になれればなんでもできるよ。

つなぎ

早めに相談するよう促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくり見守る

こころといのちの相談先 ～あなたの思いを聞かせてください～

こころの相談 (専門家による相談)

◆ホットサポートふくい

(福井県総合福祉相談所)
Tel 0776-26-4400
月～金 9:00-17:00

◆心をいやす相談会

(越前町健康保険課)
面接相談 予約制 毎月 1 回
Tel 0778-34-8710

◆心の健康相談会

(福井県丹南健康福祉センター)
精神科医による面接相談
予約制 毎月 2 回
Tel 0778-51-0034

◆仁愛大学附属心理臨床センター

面接相談 予約制 有料
Tel 0778-27-8652
月～金 10:30-19:00
土 10:30-16:00

◆よりそいホットライン

Tel 0120-279-338 (フリーダイヤル)
専門の相談員が 24 時間対応

高齢者に関する相談

◆越前町地域包括支援センター

Tel 0778-34-8729
月～金 8:30-17:15

こころとからだの相談 (保健師による相談)

◆越前町健康保険課

Tel 0778-34-8710
月～金 8:30-17:15

◆福井県丹南健康福祉センター

Tel 0778-51-0034
月～金 8:30-17:15

生活困窮・生活保護・障がい 等に関する相談

◆越前町福祉課

Tel 0778-34-8725
月～金 8:30-17:15

◆くらしの困りごと相談会

(越前町社会福祉協議会)
Tel 0778-34-2388
毎月第 1、3 火曜日 13:00-16:00

障がいに関する相談

◆(福) 光道園 越前町相談支援

センターさざんか
Tel 0778-34-2501
月～金 8:30-17:15

子ども・子育てに関する相談

◆越前町子育て包括支援センター

Tel 0778-34-8821
月～金 8:30-17:15

パートナーからの暴力に 関する相談

◆福井県生活学習館 (相談専用)

Tel 0776-41-7111, 0776-41-7112
火～日 (第 3 日曜除く) 9:00-16:45

◆福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課

Tel 0776-24-6261
月～金 8:30-22:00

◆男性 DV 電話相談 (男性専用)

Tel 080-8690-0287
毎月第 2 土曜 9:00-16:00

◆福井県警本部警察安全相談室

Tel 0776-26-9110 プッシュ式 #9110
24 時間受付

法律に関する相談

◆法テラス福井

(日本司法支援センター 福井地方事務所)
Tel 050-3383-5475 無料
月～金 9:00-17:00

◆福井弁護士会

Tel 0776-23-5255
無料法律相談と有料相談があります。

◆福井県司法書士会総合相談センター

Tel 0776-30-0771
無料相談と有料相談があります。
多重債務相談も実施

多重債務などに関する相談

◆福井県消費生活センター

Tel 0776-22-1102
月～金 9:00-17:00

ひとりで悩まないでください！

◆24 時間子供 SOS ダイヤル

(子ども悩み相談)
Tel 0776-51-0511
Tel 0120-0-78310 (フリーダイヤル)

◆ひきこもり地域支援センター

Tel 0776-26-4400
月～金 9:00-17:00

◆福井県発達障害児者支援センター

スクラム福井
Tel 0776-22-0370
月～金 9:00-17:00

◆福井被害者支援センター

Tel 0120-783-892 (フリーダイヤル)
月～土 10:00-16:00

◆自死遺族の会(アルメリアの会)

Tel 090-9448-4668 (事務局)
Tel 0776-24-5135 (ほっとサポートふくい)

定例会 毎月第 4 土曜日

13:30-15:30
(福井県生活学習館)



いのち
支える

越前町自殺対策計画

令和2年3月

越前町健康保険課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL 0778-34-8710

FAX 0778-34-0951